

介護職員等に関する処遇改善
加算金の支給に関する規程

A s s i - S T 株式会社

目次

1. (目的)	2
2. (支給対象者)	2
3. (支給額)	2
4. (支給)	2
5. (在籍の限定)	2
6. (その他)	2
(付則)	2

1. (目的)

この規程は、Assi-ST株式会社（以下、「会社」という。）の正社員賃金規程及びパートナー社員賃金規程で定める賃金とは別に、厚生労働省が実施する介護職員処遇改善加算制度（以下、「介護職員処遇改善加算制度」という。）に基づき、会社の介護職員等に対して支給する処遇改善加算金（以下、「介護職員等処遇改善加算金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

2. (支給対象者)

会社の正社員又はパートナー社員等の雇用形態を問わず、介護職員処遇改善加算制度の対象職種の社員を支給対象者とする。

3. (支給額)

介護職員等処遇改善加算金の支給額は、介護職員処遇改善加算制度による加算額に応じて、支給対象者毎に職責、勤務成績及び勤務態度等を勘案して会社が定めた額を支給する。

4. (支給)

介護職員等処遇改善加算金の支給は、賃金の改善を実施する月毎の賃金及び賞与等を含めて支給する。

5. (在籍の限定)

介護職員等処遇改善加算金の支給は、賃金の改善を実施する月毎の賃金及び賞与等の算定対象期間に在籍している者のみを対象とする。

6. (その他)

この規程は、介護職員処遇改善加算制度が終了すると同時に廃止するものとする。

(付則)

この規程は、2021年4月1日から施行する。